

電子入札運用基準

(工事、役務及び物品関係)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

令和6年4月

目 次

1	紙入札の基準について-----	1
(1)	当初から紙入札での参加を認める基準について-----	1
(2)	電子入札による手続開始後に紙入札への変更を認める基準について-----	1
(3)	紙入札へ移行する場合の取扱いについて-----	1
2	案件登録について-----	2
(1)	各受付期間等の設定について-----	2
(2)	公告日又は公示日以降における案件の修正等について-----	2
(3)	紙入札への切替時の処理について-----	2
3	技術資料の提出について-----	2
(1)	使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式の指定について-----	2
(2)	ファイル圧縮方法の指定について-----	3
(3)	郵送又は持参を認める基準について-----	3
(4)	郵送等の方法について-----	3
(5)	郵送等の場合における提出期限について-----	3
(6)	ウィルス感染ファイルの取扱いについて-----	3
4	内訳書の提出について-----	3
(1)	使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式の指定について-----	3
(2)	ファイル圧縮方法の指定について-----	3
(3)	郵送等を認める基準について-----	4
(4)	郵送等の方法について-----	4
(5)	郵送等の場合における提出期限について-----	4
(6)	ウィルス感染ファイルの取扱いについて-----	4
(7)	内訳書の事前チェック等について-----	4
5	開札について-----	4
(1)	入札書の提出等について-----	4
(2)	紙入札の取扱いについて-----	5
(3)	再入札手続について-----	5
(4)	開札等が長引いた場合の入札参加者への連絡について-----	5
(5)	電子くじの取扱いについて-----	5
(6)	入札参加者側の障害により入札書受付締切時間等を延長する場合の基準及び取扱いについて-----	5
(7)	発注者側の障害により入札書受付締切時間等を延長する場合の取扱いについて-----	6
(8)	入札書が未到達である場合の取扱いについて-----	6
(9)	落札者がいないときの随意契約についての意思確認方法について-----	6
6	入札公告等の取扱いについて-----	7

(1) 工事名、役務名又は物品購入等の名称への追記について -----	7
(2) 工事概要、役務概要又は調達内容への追記について -----	7
7 全省庁統一資格により入札参加する場合の手続について -----	7
8 入札参加者のＩＣカード（代表者の権限の委任等）の取扱いについて -----	7
(1) 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準について -----	7
(2) 個別案件における委任の取扱いについて -----	8
(3) 経常ＪＶにおけるＩＣカードの取扱いについて -----	8
(4) 特定ＪＶにおけるＩＣカードの取扱いについて -----	8
(5) ＩＣカードの資格等の確認について -----	9
(6) 受任者との契約締結等について -----	9
(7) ＩＣカードが不正に使用された場合等の取扱いについて -----	9
9 契約担当役のＩＣカードの管理等に関する取扱いについて -----	9
(1) ＩＣカードの登録等 -----	9
(2) 管理者 -----	10
(3) ＩＣカードの管理補助者 -----	10
(4) ＩＣカード等の管理 -----	10
(5) ＩＣカードの破棄 -----	10
別紙	
様式１－１ 紙入札方式参加承諾願 -----	11
様式１－２ 紙入札方式参加承諾書 -----	12
様式１－３ 紙入札方式参加願 -----	13
様式２－１ 入札方式変更承諾願 -----	14
様式２－２ 入札方式変更承諾書 -----	15
様式３ 提出書類通知書 -----	16
様式４ 競争参加資格喪失届 -----	17
様式５ ＩＣカード台帳 -----	18

1 紙入札の基準について

(1) 当初から紙入札での参加を認める基準について

ア 工事及び役務

契約担当役（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程（平成15年10月機構規程第69号）第5条第1項第1号に規定する契約担当役をいう。以下同じ。）は、入札（見積り合せを含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から、紙入札方式参加承諾願（様式1-1）が提出されたときは、次の各号に該当する場合に限り、紙入札方式参加承諾書（様式1-2）により従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）を承諾するものとする。

(ア) WTOその他の国際約束の対象案件において、紙入札による参加を希望する場合

(イ) 次に掲げる場合その他入札参加者側にやむを得ない事由があると認められる場合

＜やむを得ない事由の例示＞

- ① 電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞又は破損等により使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中である場合
- ② 電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合

イ 物品・役務提供等

契約担当役は、入札参加者から、紙入札方式参加願（様式1-3）が提出されたときは、当該入札参加者について、紙入札とする。

また、WTOその他の国際約束の対象案件において、紙入札を希望する場合の取扱いも同様とする。

(2) 電子入札による手続開始後に紙入札への変更を認める基準について

契約担当役は、電子入札による手続開始後において、入札参加者から入札方式変更承諾願（様式2-1）が提出されたときは、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続に影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、入札方式変更承諾書（様式2-2）により電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

＜やむを得ない事由の例示＞

- ① システム障害により締切りに間に合わない場合
- ② ICカードが失効、閉塞又は破損等により使用できなくなった場合

(3) 紙入札へ移行する場合の取扱いについて

前号の規定により紙入札への変更を認めた場合は、以下のとおり取扱うものとする。

ア 工事及び役務

当該入札参加者について、紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として速やかに登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札に関する作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱うこととし、別途の交付又は受領等手続きを要しないものとする。

イ 物品・役務提供等

開札時、電子入札システムの紙入札情報登録画面において、当該入札参加者を電子事

業者（有資格者）から検索・設定のうえ、紙入札額の登録を行う。なお、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

2 案件登録について

(1) 各受付期間等の設定について

ア 入札書（見積書を含む。以下同じ。）受付締切予定日時は、開札予定日時より前の日を標準とするものとする。

イ 工事費内訳書又は入札価格内訳書（以下「内訳書」という。）の開封予定日時は、4(7)に規定する事前チェック等に要する時間を勘案の上、時間設定をするものとする。

ウ その他の期間等の設定に当たっては、各入札方式とも紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(2) 公告日又は公示日以降における案件の修正等について

公告日又は公示日以降において、案件登録情報のうち、所在地、品目区分、入札方式、工種区分、落札方式、評価項目名称、工事／コンサル／物品区分又は内訳書提出の有無について錯誤が認められた場合には、次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

ア 錯誤案件に対して技術資料等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

（修正例：受付開始日時 13：00 同締切日時 13：01）

イ 件名に「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」等と追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に明示する。

ウ 改めて新規の案件として登録する。

エ 既に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、確実な方法により連絡を行い、改めて登録した案件に対して技術資料を送信するように依頼する。

(3) 紙入札への切替時の処理について

特段の事情により契約担当役が、当該電子入札対象案件について電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札へ移行)」と追記変更し、以後、当該案件にかかる電子入札による手続を行わないこととする。

3 技術資料の提出について

(1) 使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式の指定について

技術資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は下記のとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	使用アプリケーションソフト	保存するファイルの形式
1	Microsoft Word	発注者が指定する形式（入札説明書による）
2	Microsoft Excel	発注者が指定する形式（入札説明書による）
3	その他のアプリケーション	・ PDF ファイル ・ 上記に加え特別に認めたファイル形式

(2) ファイル圧縮方法の指定について

契約担当役は、ファイル圧縮を認める場合、LZH形式又はZIP形式を指定するものとし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) 郵送又は持参を認める基準について

契約担当役は、入札参加者の技術資料の容量が10MBを超える場合、原則として郵送又は持参（以下「郵送等」という。）による提出を求めるものとする。

また、契約担当役は、当該案件の特性等を考慮の上、すべての入札参加者に対して郵送等による提出を求めることができるものとする。

(4) 郵送等の方法について

ア 契約担当役は、郵送等での提出を認める場合、必要書類の一式を郵送等により提出させるものとし、一式書類を郵送等による方法と電子入札システムによる方法により分割して提出することは認めないものとする。また、郵送等の方法による提出を認める場合、契約担当役は、入札参加者に対して電子入札システムにより提出書類通知書（様式3）の送信を求めるものとする。

イ 郵送の場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、郵送等された技術資料を受領した場合には、速やかに電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

(5) 郵送等の場合における提出期限について

郵送等の方法による場合の提出期限は、電子入札システムの締切りの日時と同一とする。

(6) ウィルス感染ファイルの取扱いについて

契約担当役は、入札参加者から提出された電子ファイルによる技術資料がウィルスに感染していることが判明した場合、当該入札参加者に対してウィルスに感染している旨を直ちに電話等により連絡し、技術資料の再提出の方法について協議するものとする。

この場合において、郵送等の方法による技術資料の再提出が行われた場合、契約担当役は、郵送等された技術資料の受領確認後、電子入札システムにより受付票の発行を行うものとする。

なお、電子ファイルによる技術資料の再提出は、契約担当役において当該入札参加者が完全にウィルス駆除が行えると判断できた場合に限り許可するものとする。

4 内訳書の提出について

(1) 使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式の指定について

内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は下記のとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	使用アプリケーションソフト	保存するファイルの形式
1	Microsoft Word	発注者が指定する形式（入札説明書による）
2	Microsoft Excel	発注者が指定する形式（入札説明書による）
3	その他のアプリケーション	・PDF ファイル ・上記に加え特別に認めたファイル形式

(2) ファイル圧縮方法の指定について

契約担当役は、ファイル圧縮を認める場合、LZH形式又はZIP形式を指定するものとし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) 郵送等を認める基準について

契約担当役は、内訳書の容量が2MBを超える場合、原則として郵送等による提出を求めるものとする。

また、契約担当役は、当該案件の特性等を考慮の上、すべての入札参加者に対して郵送等による提出を求めることができるものとする。

(4) 郵送等の方法について

ア 契約担当役は、郵送等での提出とする場合、必要書類の一式を郵送等により提出させるものとし、一式書類を郵送等による方法と電子入札システムによる方法により分割して提出することは認めないものとする。また、郵送等の方法による提出を求めた場合、契約担当役は、入札参加者に対して、入札書の添付書類として、電子入札システムにより提出書類通知書（様式3）の送信を求めるものとする。

イ 郵送の場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを利用させるものとする。

ウ 内訳書の提出方法等は、次のとおりとする。

(ア) 封筒は、二重封筒とする。

(イ) 表封筒に内訳書在中の旨を朱書する。

(ウ) 中封筒に内訳書を入れ、その表に入札件名を表示する。

(エ) 内訳書等は、契約担当役において、開札まで厳重に保管する。

(5) 郵送等の場合における提出期限について

郵送等の方法による場合の提出期限は、電子入札システムの入札書受付締切日時と同一とする。

(6) ウィルス感染ファイルの取扱いについて

契約担当役は、入札参加者から提出された電子ファイルによる提出書類がウィルスに感染していることが判明した場合、当該入札参加者に対してウィルスに感染している旨を直ちに電話等により連絡し、当該書類を郵送等の方法により再提出するよう指示するものとする。

(7) 内訳書の事前チェック等について

契約担当役は、入札書受付締切時間後に内訳書のチェックをすることができるものとする。

この場合において、開札前に印刷出力した内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

5 開札について

(1) 入札書の提出等について

契約担当役は、入札参加者から入札書受付締切時間までに入札書を提出させるものとし、提出された入札書の引換え、変更又は取消しを認めないものとする。ただし、入札書提出後、配置予定技術者が配置できなくなった等、競争参加資格を喪失したと認められる場合は、開札までの間は競争参加資格喪失届（様式4）を受け付け無効の扱いとする。この場

合、入札状況登録において、無効とした入札参加者にチェックを入れ、当該入札書は、開札しないものとする。

(2) 紙入札の取扱いについて

電子入札において、紙入札業者がいる場合には、当該入札書の記載金額を電子入札システムに登録後、開札を行うものとする。

(3) 再入札手続について

契約担当役は、開札した場合において落札者がいないときは、再度入札の手続に十分な時間が確保できるよう考慮の上、再度の入札書又は見積書（以下「再入札書等」という。）の受付時間を設定するものとし、受付期限の到来後、直ちに開札するものとする。ただし、すべての再入札書等の提出を確認できれば直ちに開札する旨を再入札通知書又は見積依頼通知書に明記した場合には、すべての再入札書等の提出を確認したときに直ちに開札することができるものとする。

(4) 開札等が長引いた場合の入札参加者への連絡について

契約担当役は、開札予定時間から落札決定通知書（物品購入等においては落札通知書）又は再入札通知書等の発行までの手続が著しく遅延する状況等が生じた場合、必要に応じて入札参加者に対し、電子入札システムにより進行状況について情報提供を行うものとする。

(5) 電子くじの取扱いについて

ア 電子くじを行うには、入札参加者が任意で設定した 000～999 の数字が必要になるので、電子入札による入札参加者は、電子入札システムで電子くじ番号を入力するものとする。また、紙入札業者については、発注者側が当該紙入札業者のくじ番号を「111」として電子入札システムに登録するものとする。

イ 契約担当役は、落札となるべき同価格（総合評価方式の場合は、落札となるべき同評価値。以下同じ。）の入札をした者が2者以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

(ア) 同価格の入札をした者が電子入札による入札参加者のみの場合

電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号を基に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

(イ) 同価格の入札をした者が電子入札による入札参加者と紙入札業者で混在する場合

電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号及び紙入札業者の電子くじ番号（111）を基に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

(ロ) 同価格の入札をした者が紙入札業者のみの場合

その場で電子くじ（又は紙くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

(6) 入札参加者側の障害により入札書受付締切時間等を延長する場合の基準及び取扱いについて

ア 契約担当役は、入札参加者から入札参加者側の障害により電子入札に参加できない旨の連絡があった場合は、障害の内容及び復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、直ちに障害を復旧することが困難と判断され、かつ、次に掲げる事項に該当する障害等により、複数の入札参加者が参加できない場合には、原則として、

入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする（なお、電子入札による手続開始後に紙入札への変更を認める基準については、1（3）参照。）。

(7) 天災

(イ) 広域停電又は地域的停電

(ロ) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害

(エ) その他時間延長が妥当であると認められる場合（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等入札参加者の責に帰すべき事由による障害と認められる場合を除く。）

イ 契約担当役は、変更後の開札予定時間を直ちに決定できない場合、入札参加者に対して仮の日時を入力した日時変更通知書を送信するものとする。この場合において、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度日時変更通知書を送信する旨の記載を行うものとする。

ウ 契約担当役は、正式な開札日時が決定した場合、入札参加者に対し、再度日時変更通知書を送信するものとする。

エ 契約担当役は、イ又はウのいずれの場合においても、当該変更通知書を電子入札システムにより送信できない場合、電話又はFAX等により対応するものとする。

(7) 発注者側の障害により入札書受付締切時間等を延長する場合の取扱いについて

ア 契約担当役は、発注者側にシステム障害等が発生した場合において、復旧の見込みがある場合、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、復旧の見込みがない場合、電子入札から紙入札へ切り替えるものとする。

イ 契約担当役は、復旧の見込みはあるが、変更後の開札予定時間を直ちに決定できない場合、入札参加者に対し、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信するものとする。この場合において、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書を送信する旨の記載を行うものとする。

ウ 契約担当役は、正式な開札日時が決定した場合、入札参加者に対し、再度変更通知書を送信するものとする。

エ 契約担当役は、イ又はウのいずれの場合においても、当該変更通知書を電子入札システムにより送信できない場合、電話、FAX等により対応するものとする。

(8) 入札書が未到達である場合の取扱いについて

入札書受付締切時間到来後において、入札書が電子入札サーバに未到達であり、かつ当該入札参加者から(6)アに規定する連絡等がない場合、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなすものとする。

(9) 落札者が不在の随意契約（以下「不落随契」という。）についての意思確認方法について

ア 契約担当役は、不落随契に移行する場合の取扱いについて、あらかじめ入札説明書等に次に掲げる内容を記載することにより入札参加者に周知するものとし、さらに、不落随契移行時に電子入札システムにより送信するメールにも同じ内容を記載するものとする。

- (ア) 見積書を提出する意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
 - (イ) 見積書を提出する意思のない者は、辞退届を送信しなければならないこと。
 - (ウ) 何ら意思表示のない者は、見積書を提出する意思のない者とみなすこと。
- イ 不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加したすべての入札参加者に対して送信するものとする。

6 入札公告等の取扱いについて

契約担当役は、電子入札対象案件である旨を入札参加希望者に明示するため、電子入札対象案件の入札公告等の本文に次のとおり記載するものとする。

(1) 工事名、役務名又は物品購入等の名称への追記について

工事又は役務については、案件名の末尾に「〇〇〇〇〇トンネル外1箇所（電子入札対象案件）」又は「〇〇〇〇〇高架橋詳細設計（電子入札対象案件）」等、物品購入等については物品購入等の名称及び数量の末尾に「〇〇 〇〇m、〇〇 〇〇個（電子入札対象案件）」等と追記することにより、当該案件が電子入札対象案件である旨を明示する。

(2) 工事概要、役務概要又は調達内容への追記について

工事概要、役務概要又は調達内容には、次の事項を追記するものとする。

「本件（工事・役務・物品購入等）は、入札及び提出資料を電子入札システムにより実施する対象案件である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。」

7 全省庁統一資格により入札参加する場合の手続について

国の各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）により当機構の競争入札に参加しようとする場合は、最初に参加しようとする電子入札の手続が開始される前までに、当機構より法人番号等の付与を受けるものとする。

8 入札参加者のＩＣカード（代表者の権限の委任等）の取扱いについて

(1) 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準について

電子入札を利用することができるＩＣカードは、競争参加資格確認者名簿に記載されている者の代表者若しくは上記7の法人番号等の付与を受けた者（以下「代表者」と総称する。）又は代表者から入札及び見積りに関する権限並びに契約締結に関する権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）のＩＣカードに限るものとする。

なお、契約担当役は、受任者による電子入札の利用について、年間委任状が提出されている場合に限りこれを認めるものとする。

ア 提出先について

年間委任状は、原則として、各契約担当役毎に提出を求めるものとする。

イ 提出時期について

年間委任状は、当該入札参加希望者が最初に参加しようとする電子入札の手続が開始される前までに提出させるものとする。

入札手続途中における提出は認めないものとする。

ウ 年間委任状の内容

(7) 権限について

代表者から受任者に対して、入札及び見積りに関する権限並びに契約締結に関する権限が委任されていなければならない。

(イ) 復代理人について

電子入札においては、復代理（(3)及び(4)の受任者に対する経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）又は特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の構成会社の代表者からの復代理を除く。）は認めないものとする。

(ウ) 代表者等の変更について

委任期間内に代表者若しくは受任者に変更があった場合又は受任者のICカードについて有効期限満了等による変更若しくは追加があった場合には、その変更内容について、年間委任状を提出した契約担当役に対して速やかに書面による提出を求めるものとする。

エ 年間委任状の提出方法について

年間委任状には、受任者のICカードの企業情報登録画面を印刷したものの添付を求めるものとする。

オ 年間委任状の委任期間

委任期間は、競争参加資格又は全省庁統一資格の有効期限を限度とする。

(2) 個別案件における委任の取扱いについて

契約担当役は、電子入札の利用において、原則として、個別案件における委任を認めないものとする。ただし、開札までの間に代表者又は受任者のICカードが、代表者の変更、有効期限の満了等の理由により失効することが確実な場合には、個別案件における委任を認めることができるものとする。

(3) 経常JVにおけるICカードの取扱いについて

電子入札を利用することができるICカードは、経常JVの代表会社（競争参加資格確認者名簿に記載されている者）の代表者又は(1)の規定に基づく受任者のICカードとする。

また、経常JVの応札に当たっては、構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札及び見積りに関する権限並びに契約締結に関する権限についての年間委任状又は個別案件についての委任状の提出を必ず求めるものとする。

通常指名競争入札における経常JVの取扱いについては、経常JVとして認識ができるよう、指名通知書作成の際に、経常JVの名称を入力するものとする。

(4) 特定JVにおけるICカードの取扱いについて

電子入札を利用することができるICカードは、特定JVの代表会社（競争参加資格確認者名簿に記載されている者）の代表者又は(1)の規定に基づく受任者のICカードとする。

また、特定JVの応札に当たっては、個別案件ごとに特定JVの構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札及び見積りに関する権限並びに契約締結に関する権限に

ついでに委任状の提出を求めるとする。

なお、(1)の規定に基づく支店長等の受任者が特定JVを結成している場合においては、特定JVの構成会社の受任者から代表会社の受任者に対する入札及び見積りに関する権限並びに契約締結に関する権限について委任されている個別案件の委任状であっても、これを認めるものとする。

(5) ICカードの資格等の確認について

契約担当役は、参加申請等のあった入札参加希望者について、当該入札参加希望者の商号又は名称及びICカードの名義人氏名により競争参加資格の有無を確認するものとする。

以上の確認は、(1)に規定する当該入札参加希望者の代表者又は受任者であるか否かを照合することにより行うものとし、当該入札参加希望者について入札及び見積りに関する権限を有しないことが確認された場合、契約担当役は、当該入札参加希望者に電話等によりその旨を通知するものとする。この場合において、当該入札参加者が次の方法を採用しない場合、契約担当役は、当該電子入札対象案件への参加を認めないものとする。

ア 代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、再度参加申請等を行う。

イ 代表者又は代理権限のある名義人のICカードがない場合、紙入札による参加を申請する。

(6) 受任者との契約締結等について

代表者のICカードにより入札に参加し、落札した場合には、契約担当役は、代表者又は代表者からの委任状により契約権限の委任を受けた者と契約を締結することができる。

受任者のICカードにより入札に参加し、落札した場合には、契約担当役は、原則として、当該入札に参加した受任者又は代表者と契約を締結することができる。

(7) ICカードが不正に使用された場合等の取扱いについて

ア 契約担当役は、入札参加者が次に掲げる場合その他ICカードを不正使用(以下「不正使用等」という。)をした場合、当該入札参加者の指名を取り消す等の方法により当該入札への参加を認めないことができるものとする。

(ア) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

(イ) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合

(ウ) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合

イ 契約担当役は、落札決定後契約締結前において、不正使用等が判明した場合、契約締結を行わないことができるものとする。

ウ 契約担当役は、契約締結後に不正使用等が判明した場合、着手した工事の進捗状況等を考慮の上、当該契約を解除するか否かを判断するものとする。

9 契約担当役のICカードの管理等に関する取扱いについて

(1) ICカードの登録等

ア 契約担当役は、ＩＣカードの発行又は再発行を受けたときは、ＩＣカード台帳(様式 5)に、必要事項を登録しなければならない。

イ 契約担当役は、アの登録を終えたときは、速やかにＩＣカードの管理者(以下「管理者」という。)に交付するものとする。

(2) 管理者

ア 管理者は、本社(鉄道技術センターを除く。以下同じ。)にあっては工事契約課長(工事及び役務に限る。)及び会計課長(物品購入等に限る。)、鉄道技術センター及び地方機関にあっては契約担当課長とする。

イ 管理者は、ＩＣカードの管理について責任を負わなければならない。

(3) ＩＣカードの管理補助者

ア ＩＣカードの管理補助者(以下「管理補助者」という。)は、本社にあっては工事契約課担当職員(工事及び役務に限る。)及び会計課契約担当職員(物品購入等に限る。)、鉄道技術センター及び地方機関にあっては契約担当職員とする。

イ 管理補助者は、管理者の命を受けて、ＩＣカードの管理に関する事務を行うものとする。

(4) ＩＣカード等の管理

ア 管理者又は管理補助者は、ＩＣカードが盗難、盗用、紛失等のないように厳重に管理しなければならない。

イ 管理者又は管理補助者は、ＩＣカード台帳を厳重に管理し、記載事項が第三者に漏れることのないよう取り扱わなければならない。

ウ 管理者は、アに掲げる事故があったときは、当該事項について直ちに契約担当役に報告しなければならない。

(5) ＩＣカードの破棄

ア 管理者は、ＩＣカードが不用となったとき、又は失効、閉塞、破損等により使用できなくなったときは、当該ＩＣカードを契約担当役に返納しなければならない。

イ 契約担当役は、アにより管理者からＩＣカードの返納を受けた場合は、当該ＩＣカードを破壊し破棄するとともに、ＩＣカード台帳に破棄事由その他必要事項を登録しなければならない。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 ○○建設局長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

紙入札方式参加承諾願

下記 1 の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては下記 2 の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

記

1 案件名

2 電子入札システムを利用しての参加ができない理由

様式 1 - 2

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 ○○建設局長 印

紙入札方式参加承諾書

○年○月○日に提出がありました紙入札方式参加承諾願について承諾します。

紙入札方式参加願

案件名

上記の案件は、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加をいたします。

年 月 日

商号又は名称

郵便番号

所在地

代表者氏名

代表者役職

(連絡先)

電 話 番 号

メールアドレス

入札者

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 ○○建設局長 殿

※1 以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者：○○株式会社 ○○課 ○○ ○○

担 当 者：○○株式会社 ○○課 ○○ ○○

連 絡 先 1：○○○-○○○-○○○○ (代表)

連 絡 先 2：○○○-○○○-○○○○ (○○課)

※2 「契約担当役 ○○建設局長」は、入札公告に記載の契約担当役の役職名を記載すること。

※3 入札者所在地、商号又は名称及び代表者氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印すること。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 ○○建設局長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

入札方式変更承諾願

下記 1 の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては下記 2 の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式への変更について承諾いただきますよう申請いたします。

記

1 案件名

2 電子入札システムを利用しての参加ができない理由

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 ○○建設局長 印

入札方式変更承諾書

○年○月○日に提出がありました入札方式変更承諾願について承諾します。なお、今後は本案件について電子入札システムに関する作業を行わないこと。

様式3

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇建設局長 〇〇 〇〇 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

提出書類通知書

入札参加に必要な下記の書類について別途提出しますので通知します。

記

1 案 件 名

2 提出書類目録

3 提出書類ページ数

4 提出方法 持参 郵送 (どちらかに○をつける)

5 発送年月日(持参予定年月日)

(注) 提出書類目録は、競争参加資格確認申請書、共同企業体協定書、工事費内訳書など個別に記載すること。

様式4

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 ○○建設局長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

競争参加資格喪失届

下記1の案件は、電子入札システムにより既に入札書を提出してありますが、今回は当社において下記2の理由によりその参加資格を喪失したのでお届けします。

記

1 案件名

2 資格喪失理由

3 資格喪失年月日

年 月 日

I C カード台帳

担当機関 _____

職責名称(漢字)		
職責名称(英字)		
有効期間	開始日	
	終了日	
カード番号		
認証局名称		
破棄	破棄事由	
	使用停止日	
	破棄日	
備 考		